

肝付町告示第115号

肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】に係るプロポーザル審査委員会設置要領を次のように定めた。

令和7年10月15日

肝付町長 永野和行



肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び
肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】に係る
プロポーザル審査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、肝付町が実施する「肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】」において、業務を行う事業者について、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集し、適切な事業者を選定するために業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】を行う事業者の選定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】に関し町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員の任期は、この要領の施行の日から業者の選定が終了する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は副町長とする。

2 委員長は会務を総理とする。

3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

3 第2項の規定に関わらず、全委員に対する回議をもって開催したのものとすることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、所掌事務に関係のある事項について専門的な知識又は経験を有する職員等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を行う事務局を福祉課に置く。

(雑則)

この事項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年10月15日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	副町長
委 員	総務課長
	会計課長
	建設課長
	農業振興課長
	税務課長
	デジタル推進課長
	福祉課長
	委員長が別途必要と認める者